

# 民間企業との共同研究等において生じる知的財産権の取扱いに関する基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

研究開発推進部

本基本方針は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と民間企業（以下「連携先」という。）の共同研究・受託研究（以下「共同研究等」という。）において生じた知的財産権の取扱いについて、機構の基本的な考え方を示すものである。

## 1. 知的財産権の帰属に係る基本方針

共同研究等により生じた知的財産権の帰属は、発明者主義に基づき、その創作に係る貢献度により決定する。したがって、受託研究（技術指導を含む。以下同じ。）により生じた知的財産権については、研究担当者が機構にのみ所属していることから、機構に原則帰属する。

## 2. 共同研究等により生じた機構単独の知的財産権の取扱い

共同研究等により機構単独の知的財産権が生じた場合、連携先が当該知的財産権の活用を希望する場合には、機構は、第三者に先立って連携先との協議（以下「優先的協議」という。）を行う。なお、連携先は、優先的協議のほか、当該知的財産権について実施許諾又は譲渡を希望する旨を申し出ることができる。

### (1) 優先的協議について

#### ① 協議の対象

当該知的財産権に係る独占的又は非独占的実施許諾及び譲渡とする。

#### ② 協議の期間

原則 18 か月とする。

#### ③ 第三者との協議制限

上記期間中、機構は第三者と実施許諾又は譲渡に関する協議を行わない。

#### ④ 優先的協議の対価

当該知的財産権に係る出願及び権利保全等に要する費用（以下「出願等費用」という。）は機構が原則負担する。ただし、優先的協議の結果、当該知的財産権を連携先が活用することを決定した場合には、当該協議期間中の出願等費用を、連携先が原則負担する。

## 3. 共同研究等により生じた共有の知的財産権の取扱い

機構は研究機関として、成果の社会実装を推進する一方で、民間企業のように自ら商品化又は事業化を行う立場にはない。また、これらの成果は、機構が長年にわたり蓄積してきた知見や研究環境等を通じて創出されるものであり、機構の知的創造サイクルを維持・発展させる観点からも、連携先が共有の知的財産権を活用する場合には、独占又は非独占を問わず、機構に対して対価を支払うことを原則とする。この機構が対価を受け取る仕組みを不実施補償という。

以上を踏まえ、共同研究等により共有の知的財産権が生じた場合、連携先と機構は、不実施補償に係る取扱いに関する協議を行う。なお、当該協議のほか、連携先は、譲渡を希望する旨を申し出ることができる。

(1) 共有の知的財産権を連携先が実施する場合

連携先が当該知的財産権の実施を希望する場合には、以下の条件により不実施補償契約を締結することができる。

① 独占的实施を希望する場合

双方合意に基づく条件にて独占的实施に係る不実施補償契約を締結することができる。独占的实施に係る不実施補償契約を締結する場合には、専ら防衛のために保持しているとき、公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき等においては、機構が第三者に対して実施許諾できる措置を設けることを条件とする。

② 非独占的实施を希望する場合

双方合意に基づく条件にて非独占的实施に係る不実施補償契約を締結することができる。非独占的实施に係る不実施補償契約を締結する場合には、機構は第三者への実施許諾に係る活動を積極的に行うが、非独占的实施における条件は、原則として、機構が第三者に対して行う実施許諾の条件と同等又はより良い条件とする。なお、連携先が非独占的实施を希望した場合であっても、連携先以外の実施が困難であるような場合には、連携先の独占的实施であるとみなし、独占的实施相当の条件を適用する。

(2) 共有の知的財産権を連携先へ譲渡する場合

連携先が当該知的財産権の譲渡を希望する場合には、以下の条件により譲渡することができる。

① 譲渡の対価

成果の価値や機構の貢献度を踏まえて協議し、双方合意に基づく額とする。

② 譲渡後の機構の実施

機構は、譲渡後も試験、研究及び教育の目的に係る実施権を保持する。

(3) 出願等費用について

共有の知的財産権として共同出願する場合は、連携先が出願等費用を原則負担する。

以上